



大石田町子ども・子育て支援事業計画

(平成27年度～平成31年度)

(概要版)

平成27年3月

山形県大石田町

計画策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

我が国では、急速な少子高齢化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増大、地域社会の活力低下など将来的な課題が深刻になっています。

また、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくなく、子どもや子育てをめぐる環境は厳しくなっています。

本町でも、少子化対策として、平成 15 年 7 月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成 17 年 3 月に「大石田町次世代育成支援行動計画」を、平成 22 年 3 月に「大石田町次世代育成支援後期行動計画」を策定しました。計画では、「子どもとともに 心の通い合う 健康で明るいまち」を基本理念に、8つの施策の方向を掲げ、子育て支援に関わる総合的な施策の推進に努めてきました。

今後も、これまでの取り組みの成果を継承しながら、新たな計画となる「大石田町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、一人ひとりの子どもが、健やかに成長することができる社会の実現を目指していきます。

2. 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」であるとともに、次世代育成支援対策推進法第 8 条に定める「市町村行動計画」として策定するものです。また、国で新たに「放課後子ども総合プラン」を策定したことに伴い、大石田町版放課後子ども総合プランの施策等を盛り込んだ計画とします。

計画の策定にあたっては、「安全・安心」、「快適・豊かさ」、「活力・協働」を基本理念とした、「第 6 次大石田町総合振興計画」を始め、関連する個別計画と調和を図りながら策定したものです。

そして、この計画は、本町の地域の実情に即した子育て支援を総合的かつ具体的に推進するための指針として位置づけるものです。

3. 計画の期間

この計画は、子ども・子育て支援法の定めにより、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間で計画期間とします。



大石田町の子どもの育ちを取り巻く環境

1. 人口・世帯の状況

- 本町の人口は、減少傾向で推移することが予測されています。
- 年少人口が減少し、高齢者人口が増加すると見込まれます。
- 核家族や単独世帯は増加していますが、一般世帯数は減少傾向にあります。
- 母子・父子世帯は増加傾向にあります。

2. 人口動態の状況

- 死亡数が出生数を上回る自然減が続いています。
- 転出数が転入数を上回る社会減が続いています。
- 出生率は減少傾向にあります。
- 婚姻件数は横ばい傾向にありますが、離婚件数は減少傾向にあります。

3. 就労の状況

- 男性、女性ともに就業者数、就業率いずれも減少傾向にあります。
- 男性のほうが女性に比べ全体的に就業率が高くなっており、男性は60代、女性は50代半ばあたりから大きく低下しています。
- 男性、女性ともに第1次及び第2次産業の就業者割合が減少し、第3次産業が増加傾向にあります。

4. 保育園・小学校の状況

- 保育園入園児童数は、全体的に減少傾向にありますが、3歳未満児は横ばい傾向にあります。
- 小学校の児童数は、年々減少傾向で推移しています。

5. 地域の子育て支援の状況

- 放課後児童クラブは5クラブあり、3つの小学校区すべてにおいて実施しています。
- 放課後子ども教室は1か所で実施しており、スポーツや工作、芸術など様々な体験活動を行っています。
- 地域子育て支援拠点事業を2か所（そうさんルーム、おひさまランド）で実施しています。
- 妊娠期から幼児期まで、家庭訪問や健康診査を実施しています。また、特定不妊治療費や予防接種費の助成を行っています。
- 子どもの医療費助成は、中学校3年生まで無料となっています。

計画の基本的な考え方



【基本理念】

～ 子どもとともに 心の通い合う 健康で明るいまち ～

【基本的視点】

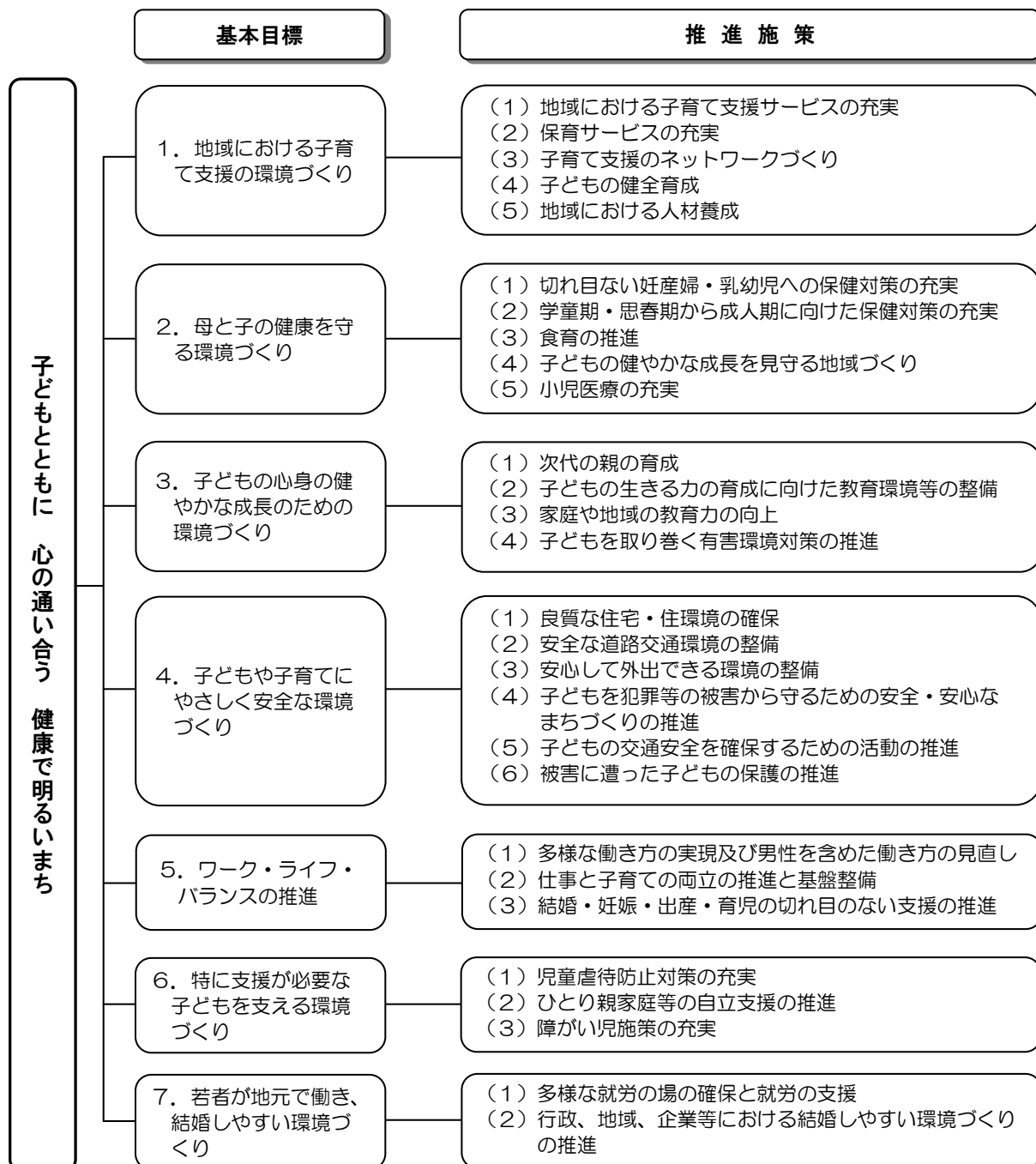
- ①子どもの視点
- ②次代の親の育成という視点
- ③サービスの視点
- ④社会全体による支援の視点
- ⑤仕事と生活の調和の実現の視点
- ⑥結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点
- ⑦すべての子どもと家庭への支援の視点
- ⑧地域における特性を活用する視点

【基本目標】

1. 地域における子育て支援の環境づくり
2. 母と子の健康を守る環境づくり
3. 子どもの心身の健やかな成長のための環境づくり
4. 子どもや子育てにやさしく安全な環境づくり
5. ワーク・ライフ・バランスの推進
6. 特に支援が必要な子どもを支える環境づくり
7. 若者が地元で働き、結婚しやすい環境づくり



施策体系



施策の展開

1. 地域における子育て支援の環境づくり

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

- | | |
|---------------------------|-----------------|
| ①ファミリー・サポート・センター事業の推進 | ④子育て支援センター事業の充実 |
| ②子どもの生活相談 | ⑤子育て相談（保育園）の充実 |
| ③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実 | ⑥家庭児童相談の充実 |

(2) 保育サービスの充実

- | | |
|-------------|------------------|
| ①通常保育事業の推進 | ⑤障がい児保育事業の推進 |
| ②延長保育事業の推進 | ⑥保育園地域活動事業の推進 |
| ③一時預かり事業の推進 | ⑦保育サービス評価事業の導入検討 |
| ④乳児保育事業の推進 | |

(3) 子育て支援のネットワークづくり

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| ①少子化対策・子育て支援ネットワーク会議の開催 | ②少子化対策・子育て支援総合ガイドブックの作成 |
|-------------------------|-------------------------|

(4) 子どもの健全育成

- | | |
|------------------|-----------------------|
| ①児童館・児童センター運営の推進 | ⑦就学援助費の支給 |
| ②放課後児童クラブの推進 | ⑧社会を明るくする運動の推進 |
| ③放課後子ども教室の充実 | ⑨青少年健全育成事業の推進 |
| ④ジュニアスポーツ活動の支援 | ⑩読み聞かせ活動の推進 |
| ⑤農業体験活動事業 | ⑪図書の利用の推進 |
| ⑥児童手当の支給 | ⑫学校図書館の充実と公共図書館との連携強化 |

(5) 地域における人材養成

- | |
|---|
| ①専門的な知識や技能をもった人、郷土の歴史や人生経験を語れる人、子どもたちの活動の見守りができる人など、様々な場で活躍できる人材の把握、養成と効果的な活用 |
|---|

2. 母と子の健康を守る環境づくり

(1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策の充実

- | | |
|-----------------|------------|
| ①母子健康手帳の交付と妊婦指導 | ⑥事故防止の啓発 |
| ②乳幼児相談の充実 | ⑦乳幼児医療費の支給 |
| ③乳幼児訪問指導の充実 | ⑧予防接種の実施 |
| ④妊婦一般健康診査の実施 | ⑨乳児家庭全戸訪問 |
| ⑤乳幼児健康診査の実施 | ⑩歯科保健教室 |

(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

- | | |
|-------------|------------------|
| ①思春期健康教育の推進 | ④薬物乱用防止教育の推進 |
| ②喫煙防止対策の推進 | ⑤飲酒についての正しい知識の普及 |
| ③正しい性知識の普及 | |

(3) 食育の推進

- | | |
|--------------|-----------------|
| ①保育園における食育教育 | ⑥妊婦の栄養相談 |
| ②離乳食教室 | ⑦1歳6か月児における栄養相談 |
| ③幼児教室 | ⑧3歳児における栄養相談 |
| ④2歳児の歯科保健教室 | ⑨乳幼児における栄養相談 |
| ⑤5歳児の歯科保健教室 | |

(4) 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

- | |
|--------------------------------|
| ①国や県による子育て支援策の充実 |
| ②地域・学校・企業等が協調した、親子を見守り支える機運の向上 |

(5) 小児医療の充実

- | | |
|-------------|------------|
| ①小児救急地域医師研修 | ②医療費無料化の継続 |
|-------------|------------|

3. 子どもの心身の健やかな成長のための環境づくり

(1) 次代の親の育成

- | | |
|----------|----------------|
| ①職場体験の充実 | ②ボランティア保育体験の実施 |
|----------|----------------|

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

①確かな学力の育成

- | | |
|--------------------|---------------------|
| ①基礎を理解する指導計画の改善・充実 | ③英語指導助手（ALT）の活用 |
| ②個々に応じた多様な指導方法の充実 | ④教育内容に応じた専門家（講師）の活用 |

②豊かな心の育成

- ①道徳教育の充実
- ②多様な体験活動の機会の充実
- ③社会人活用事業の実施
- ④教育相談体制の充実

③健やかな体の育成

- ①体育授業の充実
- ②運動部活動の支援
- ③健康教育（保健）
- ④歯科保健対策の推進
- ⑤小児生活習慣病予防健康診断事業の推進
- ⑥健やかな体の育成
- ⑦食育の充実

④信頼される学校づくり

- ①開かれた、信頼される学校づくり
- ②子ども見守り隊連絡協議会の活動推進

⑤幼児教育の充実

- ①保育園と小学校の連携

（3）家庭や地域の教育力の向上

①豊かなつながりの中での家庭教育への支援の充実

- ①親子の学習機会の充実
- ②養成した人材を活用した支援等のコミュニティの協働による家庭教育支援の推進
- ③課題を抱える家庭への訪問や相談対応等の学校及び福祉等との連携による実施

②地域の教育力の向上

- ①子ども会等地域活動の機会の充実
- ②ジュニアスポーツ活動の支援
- ③自然体験講座の開催

（4）子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- ①インターネットの適正利用の啓発
- ②青少年育成団体への支援

4. 子どもや子育てにやさしく安全な環境づくり

（1）良質な住宅・住環境の確保

- ①計画的な公営住宅の建て替え
- ②宅地供給の促進
- ③シックハウス対策の推進
- ④公園等の整備

(2) 安全な道路交通環境の整備

- ①地域の道路の整備
- ②交通安全施設の整備

(3) 安心して外出できる環境の整備

- ①公共施設等のバリアフリー化
- ②子育て世帯にやさしいトイレ等の整備
- ③子育て世帯への情報提供

(4) 子どもを犯罪等の被害から守るための安全・安心なまちづくりの推進

- ①地域安全広報活動の推進
- ②地域安全教育の促進
- ③防犯灯設置の促進

(5) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

①交通安全教育の推進

- ①交通安全専門指導員の配置と継続指導

②チャイルドシートの正しい使用の徹底

- ①交通安全教育の促進
- ②交通安全広報活動の推進
- ③交通事故・事故防止情報の提供

(6) 被害に遭った子どもの保護の推進

- ①相談体制の整備
- ②被害に遭った子どもの保護対策

5. ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

- ①男女共同参画社会の必要性の啓発

(2) 仕事と子育ての両立の推進と基盤整備

- ①保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実

(3) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進

- ①妊婦健診事業
- ②乳児家庭全戸訪問事業
- ③養育訪問事業

6. 特に支援が必要な子どもを支える環境づくり

(1) 児童虐待防止対策の充実

- ① 要保護対策地域協議会の推進
- ② 虐待に関する相談の充実
- ③ 虐待の早期発見と予防
- ④ 虐待防止ネットワークの活用
- ⑤ 主任児童委員、民生児童委員の活用

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

- ① 自立支援給付金事業
- ② 児童扶養手当の支給
- ③ 婦人相談の充実
- ④ ひとり親家庭等医療給付事業
- ⑤ 母子父子寡婦福祉資金の貸付
- ⑥ ひとり親家庭子育て生活支援事業
- ⑦ 母子家庭等就業・自立支援センター事業

(3) 障がい施策の充実

- ① 障がい児居宅生活支援事業（短期入所）
- ② 障がい児居宅生活支援事業（居宅介護）
- ③ 障がい児居宅生活支援事業（デイサービス）
- ④ 重度心身障がい児医療給付事業
- ⑤ 自立支援医療費（育成医療）
- ⑥ 補助具の交付および日常生活用具の給付

7. 若者が地元で働き、結婚しやすい環境づくり

(1) 多様な就労の場の確保と就労の支援

- ① 新規創業や新分野進出など企業活動の活性化のための支援
- ② 勤労観等の醸成や企業のニーズにあった人材の育成、就業能力開発等の推進
- ③ 新規就農者への支援の強化や、進路決定前の学生や就農を目指す人の実地体験等の充実
- ④ 若者のU・J・Iターン推進に向けた支援制度の検討

(2) 行政、地域、企業等における結婚しやすい環境づくりの推進

- ① 若者の結婚に対する意識調査や結婚対策等の施策の推進
- ② 県内外の市町村や各団体への情報提供
- ③ 行政や地域、企業等が応援できる“結婚しやすい環境づくり”の検討

目標事業量

子ども・子育て支援法で定められた「幼児期の教育・保育」および「地域の子育て支援」の充実等を進めるための、今後5年間の取り組みです。

	H25年度 (実績)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
教育・保育（人）						
1号認定（3～5歳） （近隣市町との広域利用連携）	0	3	2	2	2	2
2号認定（3～5歳） 教育希望 （近隣市町との広域利用連携）	0	3	3	3	2	2
2号認定（3～5歳） （保育園）	152	150	150	140	140	130
3号認定（0歳） （保育園）	14	20	20	20	20	20
3号認定（1・2歳） （保育園）	66	80	80	80	80	80
時間外保育事業（人） （保育園）	71	83	83	83	83	83
放課後児童健全育成事業（人） （町内放課後児童クラブ）5カ所						
1～3年生	75	70	70	60	60	50
4～6年生	40	60	50	50	50	40
放課後子ども教室（人）	323	274	257	243	230	216
町内放課後子ども教室（カ所）	1	1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業（人回/年） （町内2施設）	1,944	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
一時預かり事業（人日/年） （保育園）0～5歳	993	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
病児・病後児保育事業（人日/年） 0～5歳 （近隣市町との広域利用連携）	0	119	109	104	95	88
乳幼児家庭全戸訪問事業（人）	41	35	33	31	30	29
養育訪問事業（人）	4	6	6	6	6	6
妊婦健診事業（人）	742	896	896	896	896	896

お問合せ

大石田町保健福祉課福祉グループ

〒999-4112 山形県北村山郡大石田町緑町1番地

TEL:0237-35-2111 FAX:0237-35-2118